

令和 2年6月

保護者 各位

星美学園中学校高等学校

校長 森下 愛弓

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

初夏の候、保護者の皆様にはお変わりなくお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策を受け、遠隔授業また分散登校等多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、感染症対策に関して、東京都私学部「学校の新しい生活様式（抜粋）」、東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営ガイドライン（抜粋）」に基いて、学校再開にあたり本校での対応について下記の通りまとめましたのでお知らせ致します。

保護者の皆様には、生徒の安全と健康を維持するため、学校とご家庭が一体となってこれからも感染防止に努めてまいりたく、引き続きご協力をお願い致します。

どうぞ、宜しくお願い致します。

1 感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、生徒、保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、**学校内外で「新しい日常」を徹底して実践すること**が必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

○ 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多くの人々が密集している状況
- ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避

○ 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底

○ 不要不急の外出行動を行わないことを徹底

○ 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底

○ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人ひとりが特に徹底すべき対策を「**感染症基本行動3か条**」として定め、徹底した対策を行うこととする。

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

2 「感染症基本行動3か条」に関して

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」*を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。（*「新しい生活様式」については、【別添1】参照）

(1) 「3つの密」を徹底的に避ける

- 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、
- 密集場所（多くの人々が密集している）、
- 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という

3つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底する。

「3つの密」が同時に重ならない場合でも、生徒同士及び生徒や教職員の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とにならないよう対策を講じる。

(2) 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

★ 家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、

★ 学校では、登校時や昼食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチでよく拭き取って乾かす手洗いを励行する。

★ 学校で手洗いをする際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせること等の呼びかけを行い徹底させる。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避ける。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参し、清潔を保つようにする。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

(3) 咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校(食事時や運動時、その他事情のある場合を除く)まで、マスクを鼻と口を覆って着用する。

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆った上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用するなど徹底する。

マスクを着用することができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど、咳エチケットを行うようにする。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すことを認めること。

また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取するなど、生徒等の健康状態に常に注意を払う。

なお、感染症対策用の持ち物として、次のものがが必要です。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋

3 ご家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

(学校の「新しい日常」～保護者の皆様へ 【別添2】参照)

4 段階的な教育活動の再開

① 感染リスクを抑えた段階的な分散登校の実施

校内での密集を避けるため、登校する生徒等の数、登校する日数及び在校時間を段階的に増やしていく分散登校を実施する。

② 時差通学

時差通学を実施し、公共交通機関が混雑する時間を避けた時間帯となるよう、始業・終業時刻を設定する。

③ 教室等における密集の回避

普通教室においては、生徒の在室を 20 人程度にとどめ、生徒同士の間隔をおおむね、1~2m 確保する。その際、対面とならないよう留意する。

上記 ①~③ の基準に伴う本校の学校再開時の段階的対応等について

(なお、日程等については、状況の変化に伴い変更する場合があります。)

1) 1週目:5/30~6/5 【荷物の移動と持ち帰り・提出物の提出】

1日1学年ずつ分散登校1日、在校時間約30分、11時30分~12時登校、12時30分下校

2) 2週目:6/6~6/9 【放送による始業式・HR の実施】

1日2学年ずつ(午前・午後)の分散登校1日、在校時間2時間、(午前)10時登校12時下校、(午後)13時登校15時下校(但し、中1・高1は土曜日、9時登校11時下校)

3) 2)の後:6/10 【LHR の実施】

中学は午前、高校は午後の分散登校1日、在校時間2時間、(午前)10時登校・12時下校、(午後)13時登校・15時下校

4) 3)の後:6/11~ 【短縮授業(時間割通り 30分・6~7時限授業)】*

全学年登校、在校時間5時間~5時間30分(土曜日は3時間50分)、
10時登校15時(7限実施:15時30分)下校(最終下校:15時45分)

土曜日:9時登校・12時50分下校(最終下校:13時)

*短縮授業実施の間は、クラブ活動は行いません。

* // ダイゲン商店の(コロッケ・おにぎり等)販売はありません。

* 普通教室の収容人数は 20 名を基準とし、在籍 20 名以上のクラスは、教室より広い部屋もしくは、2 分割で 2 部屋に分散させる。

→ 特別教室棟の広い部屋:大会議室・視聴覚室・LL 教室等を使用

2 分割:クラス以外の部屋を含めて 2 教室使用

1 クラスを 2 分割する際には、校内リモート授業を実施する場合があります。

* 教室での机間(身体的距離)は、最低1mはとり、ゆとりを持たせる。

5 分散登校・短縮授業期間における教育活動上の留意点

(1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教員及び生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。
(例) ・グループや少人数等による話し合い活動
 - ・体育における身体接触を伴う活動
 - ・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
 - ・家庭科における調理実習
- 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項
 - ・熱中症に留意するとともに、生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体カトレーニングを行う。
 - ・可能な限り屋外で実施する。体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
 - ・個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をする。
 - ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(スポーツ庁)を踏まえて対応する。但し、軽度な運動を行う場合や、生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。
 - ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避ける。

(2) 昼食・休憩時間・清掃時の留意点

- 喫食場所の密集を避けるとともに、生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるようにする。
- 喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するようにする。
- 部屋や廊下等の窓を開け、換気を徹底する。
- 生徒等が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するようにする。
- 清掃活動は2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うようにする。共用した清掃用具等は、教職員が清掃活動終了後に消毒する。なお、校舎内の消毒全般は、教職員でいたします。